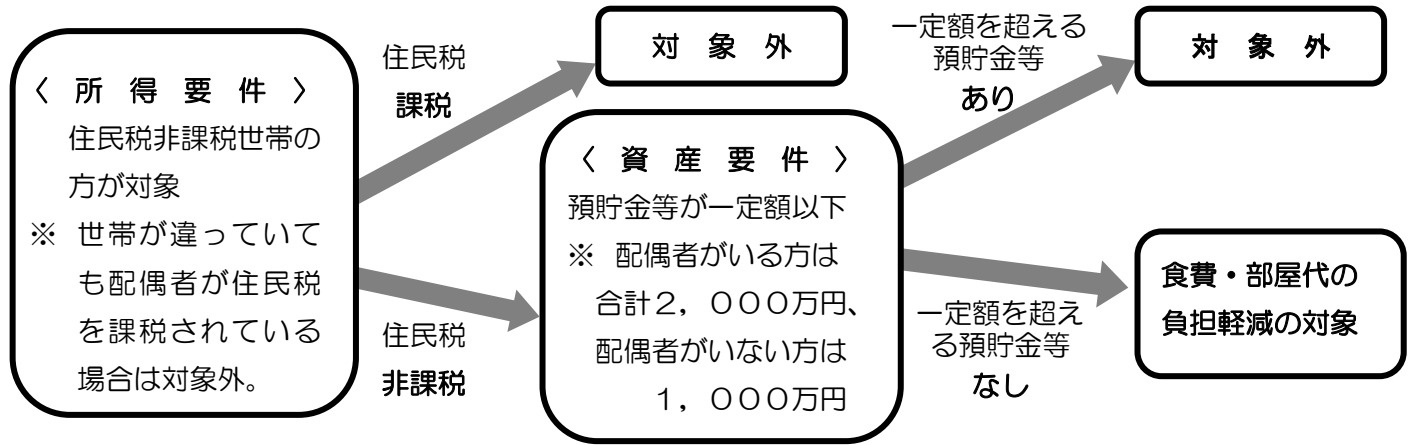


# 介護保険負担限度額認定の申請をされる方へ

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する際の食費と部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、所得の低い方については、施設利用が困難にならないように、申請により食費と居住費の負担軽減を行っています。

## 【 食費・部屋代の負担軽減 対象者判定の流れ 】



- \* 配偶者の範囲・・・婚姻届を提出していない事実婚も含まれます。
- \* 申請をする場合は、申請書その他、上記預貯金等の証明のための通帳の写し等が必要となります。
- \* 負債（借入金・住宅ローンなど）がある場合は、預貯金等から差し引いて計算します。

## 【 利用者負担段階と負担限度額 】

対象となった場合、対象者は所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。



利用者負担段階		食費の負担限度額	居住費などの負担限度額			
			ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害年金収入額が80万円以下の人	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、（ ）内の金額となります

※平成28年8月から、利用者負担段階を第2段階とする支給基準である収入に、非課税年金（遺族年金・障害年金）の収入と、その年金種別が申請事項に追加されました。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

九重町役場 健康福祉課 介護保険グループ

☎ 0973-76-3821





## 申請の受付について

認定の適用開始日は、原則申請日の属する月の1日から有効となります。そのため、申請の受付について下記の点をご確認の上、申請して下さい。

① 7月1日～7月31日までに申請される方

➡ 更新時に限り、例外的に8月からの適用分についても事前に申請を受け付けます。

② 8月1日以降申請される方

➡ 提出された日が申請日となります。郵送での申請も可能ですが、申請日は健康福祉課へ到着した日となります。(遡った日付で申請することはできません。)

## 負担限度額認定申請チェックリスト

<input type="checkbox"/>	被保険者氏名、被保険者番号、性別、生年月日、住所は正しく記入されていますか。												
<input type="checkbox"/>	(介護保険施設に入所(院)中の場合) 施設の名称、所在地、入所(院)年月日は正しく記入されていますか。												
<input type="checkbox"/>	配偶者の「有無」は記入されていますか。配偶者が「有」の場合、配偶者に関する事項の欄が正しく記入されていますか。												
<input type="checkbox"/>	個人番号(マイナンバー)は正しく記入されていますか(配偶者「有」の場合は配偶者分も記入)。												
<input type="checkbox"/>	(配偶者の課税状況が「非課税」の場合で、他市町村(九重町以外)で課税されている場合) 配偶者の課税証明書は添付されていますか。												
<input type="checkbox"/>	収入等に関する申告にチェックは入っていますか。												
<input type="checkbox"/>	預貯金等に関する申告にチェックは入っていますか。												
<input type="checkbox"/>	預貯金額、有価証券、その他の欄に金額が正しく記入されていますか。												
<input type="checkbox"/>	(被保険者以外の方が提出する場合) 提出者の欄は記入されていますか。												
<input type="checkbox"/>	同意書に、手書きで氏名、日付が記入され、押印されていますか。												
<input type="checkbox"/>	提出書類はそろっていますか。												
<p>①申請書 ②同意書(申請書裏面) ③本人、配偶者の預貯金等の通帳の写し(銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と、最終の残高が分かる部分の写しが必要です。通帳そのものをご持参頂ければ、役場で1枚につき10円でコピーできます。) ④マイナンバーの委任状又は介護保険被保険者証、提出者の身元確認ができるもの(運転免許証等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)</th> <th>確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が 容易なものは添付を求めます)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預貯金(普通・定期)</td> <td>通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高の写し)</td> </tr> <tr> <td>有価証券(株式・国債・地方債・社債など)</td> <td>証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)</td> </tr> <tr> <td>金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属</td> <td>購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)</td> </tr> <tr> <td>投資信託</td> <td>銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)</td> </tr> <tr> <td>タンス預金(現金)</td> <td>自己申告</td> </tr> </tbody> </table> <p>負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します。(借用書等の写しが必要です) 通帳等の写しについては、申請日の直前から2か月前までの期間が必要です。</p>		預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が 容易なものは添付を求めます)	預貯金(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高の写し)	有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)	金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)	投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)	タンス預金(現金)	自己申告
預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が 容易なものは添付を求めます)												
預貯金(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高の写し)												
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)												
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)												
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)												
タンス預金(現金)	自己申告												

※上記項目に不足があると、受付できない場合があります。